

白浜町工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

〔平成 29 年 3 月 13 日制定〕

改正 平成 31 年 2 月 6 日

改正 令和 2 年 3 月 23 日

改正 令和 5 年 3 月 23 日

工事請負にかかる競争入札において、次に掲げる算定基準に基づき、最低制限価格を設定する。

1. 最低制限価格について、その算定式は次のとおり。

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額

(1) (2) 以外の工事の場合

- ① 直接工事費 × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費 × 68%

(2) 建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事）の場合

直接工事費に現場管理費の一部に相当する額が含まれているため、次の計算式とする。

- ① (直接工事費 × 90%) × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90%
- ④ 一般管理費 × 68%

2. 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額

3. 端数処理について

1 の算出過程において生じる 1 円未満の端数はその都度切り捨て、これらを合計し得られた額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、設定範囲の上限額を超える場合又は下限額を下回る場合に適用する割合を乗じて得た額については、上限額は千円未満の端数を切り捨て、下限額は千円未満の端数を切り上げるものとする。

附 則

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。

附 則 (平成 31 年 2 月 6 日)

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日)

令和 2 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。

附 則 (令和 5 年 3 月 23 日)

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。